



山形県と株式会社ゼンリンとの連携協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とがそれぞれ有する資源を有効に活用し、密接な相互連携を行うことで、観光振興による地域の活性化と空き家対策の推進による安全安心な地域社会の構築を図るとともに、わかりやすい地図情報の提供を通じて、道路利用者の利便性向上と利用拡大を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について協力する。

- (1) わかりやすいドライブマップ等の作成に関する事。
- (2) 道の駅の魅力向上と周遊観光の促進に関する事。
- (3) 道路関連情報と地域情報の共有に関する事。
- (4) 空き家の把握と対策の推進に関する事。
- (5) その他甲乙協議により決定した事。

（協議）

第3条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙から終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解約）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解約を申し出た時には、甲乙協議の上、本協定の変更又は解約を行うことができるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年12月9日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番
株式会社ゼンリン
代表取締役社長

高山善司